

ひらかたハートセラピー協会規約

(名称)

第1条 この会は、ひらかたハートセラピー協会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、枚方市藤阪西町2-5-503に置く。

(目的)

第3条 この会は、さまざまなセラピーアプローチを通じて、ひらかたの街が幸福度の高い、自己対話による心身の癒し、ゆったりおだやかな優しい空気が浸透することを目的とし、2015年4月1日に設立する。

(ブランディング)

第4条 『ひとりひとりの‘心’に寄り添ういろいろな体験の場』

(活動・事業の種類)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために各種イベント、講座活動&個人対応 他を行い次の事業を実施する。

第1項 イベント活動

- (1) ひらヨガ (枚方河川公園 DE ヨガ)
- (2) ひらかた防災学校による災害弱者対策～平常時のまちづくり
- (3) しあわせ映画フェスティバル in ひらかたによる新しい場/組織づくりのモデル提示
- (4) みんながステキ発表会&ママの手作り市による子どもの純真なエネルギーの活用
- (5) ひらかた NPO フェスタによるひらかた市民活動支援センター登録団体との交流
- (6) その他

第2項 講座活動

- (1) メンタルケア学習会
- (2) セラピーメイク講座 (メイクレッスン)
- (3) リンパストレッチ&ヨガ
- (4) 心身のアロマセラピー
- (5) 大人の絵本セラピー
- (6) セクシャル・ヨーガ
- (7) トレガーアプローチミニ体験ワークショップ
- (8) ヒプノセラピーミニ体験ワークショップ
- (9) 循環のコミュニケーション講座: 6回連続
- (10) 企業・団体向けオーダーメイド研修
- (11) 自治会・サークル・老人会、学校・福祉施設 等向け オリジナルワークショップ
- (12) その他

第3項 個人対応

- (1) 傾聴カウンセリング&コーチング
- (2) 心理セラピー
- (3) トレガーアプローチ
- (4) セラピーメイク (メイクレッスン含)
- (5) 福祉セラピーメイク
- (6) リンパケアトリートメント
- (7) 心身のアロマセラピー

- (8) セクシャル・ヨーガ
- (9) その他

第4項 セラピスト養成

- (1) 傾聴カウンセラー養成講座
- (2) 心理セラピスト養成講座
- (3) その他

第5項 福祉ボランティア活動

第6項 まちづくり

- (1) ひまプロ（ひらかたまちづくりプロジェクト）
- (2) 枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議への参加
及び青少年センター居場所（ひらぼ）でのサポートフレンドとしての活動
- (3) その他

第7項 統合医療

（会員）

第6条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 一般会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員（コアメンバー）からの承認を得るものとする。

（会費）

第8条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 3,000円
 - (2) 一般会員 3,000円
- 2 上記金額は一口分とし、年度毎に納入する。
 - 3 入会金は不要とする。
 - 4 18才未満の入会は正会員・一般会員共、年会費を免除とする。

（役員：コアメンバー）

第9条 この会に次の役員（コアメンバー）を置く。

- (1) 運営スタッフ 4人以上 8人以内
 - (2) 監査役 1人
- 2 運営スタッフのうち、1人を代表、もう1人を副代表とする。
 - 3 第1項に定める役員（コアメンバー）は、コアメンバー会議において正会員の中から選出する。
 - 4 役員（コアメンバー）の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第10条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

（解任）

第11条 役員（コアメンバー）が次の各号のいずれかに該当するときは、コアメンバー会議の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他、本人からの希望、あるいはコアメンバーからの提案が双方で合意されたとき。

（報酬）

第12条 役員はその活動の功績度に応じて、半期毎に相応の報酬を受けることができる。その詳細はコアメンバー会議により別に定める。

（ヤングチーム）

第13条 18才以上の正会員をヤングチームと定める。

（シニアチーム）

第14条 65才以上の正会員をシニアチームと定める。

（総会）

第15条 この会の総会は、正会員、並びに一般会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議事録）

第16条 総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会：コアメンバー会議）

第17条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第18条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。（事業年度）

（事業年度）

第19条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第20条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

（報酬）

第21条 事務局の報酬についてはコアメンバー会議により別に定める。

(委任)

第22条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第23条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附 則

- 1 この会則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員（コアメンバー）は下記のとおりとする。

代表 : 辻野 忠
副代表 : 平井 亜希子
運営スタッフ : 藤田 一良
運営スタッフ : 東 正江
運営スタッフ : 谷村 清美
運営スタッフ : 山本 聖美
監査役 :

- 3 この会の設立当初の正会員（役員以外）は以下である。

山田 香澄
谷村 実郁
東 叶子（ヤングチーム）
東 幸一郎（ヤングチーム）